

法人役員等報酬支給に関する規程

この規程は、学校法人大正大学(以下「本学」という。)寄附行為に規定する本学法人役員の報酬及び支給方法について定める。

(報酬の支給)

第1条 次の各号に規定する役員に対し、それぞれ当該各号の金額の報酬を支給する。

- (1) 理事 ……年額 22 万円
- (2) 監事 ……年額 22 万円
- (3) 評議員 ……年額 17 万円
- (4) 顧問 ……年額 22 万円

2 理事長、常務理事、専務理事及び常任監事の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 理事長 ……年額 600 万円
- (2) 常務理事 ……年額 546 万円
- (3) 専務理事 ……年額 400 万円
- (4) 常任監事 ……年額 200 万円

3 相談役の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 相談役 ……年額 66 万円

(支給方法)

第2条 前条第1項及び第3項に規定する報酬は、原則としていずれも9月と3月の2期に分けて、それぞれ半額ずつを支給する。

2 前条第2項に規定する報酬は、年額の12分の1を毎月20日に支給する。ただし、支給日が休日の場合は、前日に繰り上げて支給する。

3 前条各項に規定する役員が任期途中で交代した場合は、在任日数によって日割計算し支給するものとする。

(費用)

第3条 役員に対する費用については、別に定める「大正大学通勤交通費補助金規程」及び「大正大学旅費規程」によるものとする。

(公表)

第4条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第5条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会が行う。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年3月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年4月1日から施行する。